

# 船舶検査証書

第2-2974号(書換)

船種及び船名 汽船 宏 洋	船舶番号、船舶検査済票の番号又は漁船登録番号 第290-34134号	船籍港又は定係港 福岡県津屋崎町
総トン数又は船舶の長さ 4.9トン (11.98メートル)	用 途 実 習 船	船 舶 所 有 者 福岡県立水産高等学校

航  
行  
区  
域  
又  
は  
従  
業  
制  
限

(国際航海に従事する船舶にあつてはその旨)

沿海区域

ただし、山口県八崎岬から大分県長崎まで引いた線、山口県今岬から31.5度に引いた線、長崎県長戸埼から同県壱岐島海豚鼻まで引いた線、同島北端から30度に引いた線及び陸岸により囲まれた水域のうち、本州、九州、福岡県沖ノ島及び長崎県壱岐島の各海岸から20海里以内の水域並びに船舶安全法施行規則第1条第6項の水域に限る。

最  
大  
と  
う  
載  
人  
員

旅 客

0 人

船 員

2 人

その他の乗船者

23 人

計

25 人

制 限 汽 圧

その他の航行上の条件

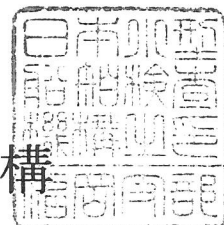
有 効 期 間

平成19年 2月 9日 まで

船舶安全法第9条第1項の規定により交付する。

平成13年 4月27日 (福岡)

日本小型船舶検査機構



# 船舶検査証書

第1-386号

船種及び船名 汽船 潮風	船舶番号、船舶検査票の番号又は漁船登録番号 第290-65144号	船籍港又は定係港 福岡県福津市
総トン数又は船舶の長さ 1.9トン (8.46メートル)	用途 練習船	船舶所有者 福岡県教育委員会

航行区域又は従業制限

(国際航海に従事する船舶にあつてはその旨)

## 沿海区域

ただし、山口県竜宮鼻から大分県姫島丸石鼻まで引いた線、同島観音埼から同県亀崎まで引いた線、山口県モドロ岬から31.5度に引いた線、長崎県青砂埼から同県平戸島大崎鼻まで引いた線、同島呼埼から同県生月島潮見埼まで引いた線、同島北端から20度に引いた線及び陸岸により囲まれた水域における本州、九州、福岡県沖ノ島及び長崎県老岐島の各海岸から20海里以内の水域及び山口県見島の海岸から2海里以内の水域並びに船舶安全法施行規則第1条第6項の水域に限る。

最大とう載人員

旅客	0人
船員	2人
その他の乗船者	13人
計	15人

制限汽圧

その他の航行上の条件

日没から日出までの間の航行を禁止する。

有効期間

平成35年 9月 4日 まで

船舶安全法第9条第1項の規定により交付する。

平成29年 9月 5日 (福岡)

日本小型船舶検査機構



# 船舶検査証書

第2-55号

船種及び船名 汽船 いそ1号	船舶番号、船舶検査済票の番号又は漁船登録番号 第290-34241号	船籍港又は定係港 福岡県福津市
総トン数又は船舶の長さ 5トン未満 (6.78メートル)	用途 練習船	船舶所有者 福岡県教育委員会

航行区域又は従業制限 (国際航海に従事する船舶にあってはその旨)	沿海区域 ただし、福岡県遠賀川右岸突端から0度に引いた線と、同県福津市を 経て同県西浦岬から300度に引いた線の間における九州、福岡県相ノ島及び 大島の各海岸から5海里以内の水域、並びに船舶安全法施行規則第1条第6 項の水域に限る。	
-------------------------------------	--	--

最大 とう 載 人員	旅客	0人
	船員	1人
	その他の乗船者	8人
	計	9人

制限汽圧	_____
------	-------

その他の航行上の条件	日没から日出までの間の航行を禁止する。
------------	---------------------

有効期間	平成25年 3月 9日 まで
------	----------------

船舶安全法第9条第1項の規定により交付する。

平成19年 1月19日 (福岡)

日本小型船舶検査機構

